

手数料合計額が 20 万円を超える場合で、手数料を現金で納付する場合に添付してください

建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票（現金納付用）  
（手数料合計額が 20 万円を超える場合）

申請者氏名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 讃岐 一郎		
手数料の別	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 昇降機 <input type="checkbox"/> 建築設備		
	<input checked="" type="checkbox"/> 確認申請（ <input type="checkbox"/> 計画変更） <input type="checkbox"/> 計画通知（ <input type="checkbox"/> 計画変更） （構造計算適合性判定 <input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要）		手数料 （ 65,000 円）
	<input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> その他 申請手数料		（ 円）
	<input checked="" type="checkbox"/> 構造計算適合性判定手数料		（ 210,000 円）
	<input type="checkbox"/> 中間検査 <input type="checkbox"/> 完了検査 申請手数料		（ 円）
手数料合計額	275,000 円		
納入通知書の 受渡方法	<input checked="" type="checkbox"/> 納入通知書で納付 納入通知書を <input checked="" type="checkbox"/> 申請者自宅住所宛てに郵送 <input type="checkbox"/> 手渡し		
※建築確認申請等受付番号			

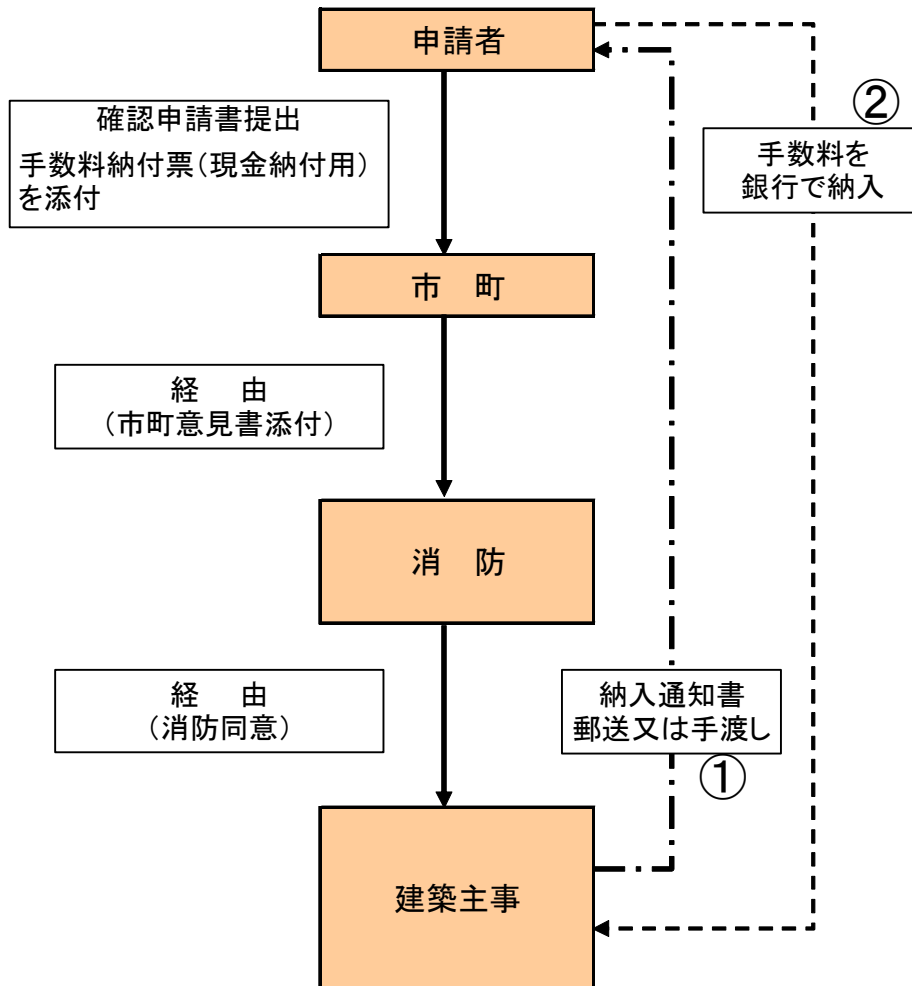
本様式を使用する場合は、第 3 号様式に替えて建築確認  
申請書の第五面の後に添付して下さい。

（本様式を申請書の最終面に追加して下さい。）

- (注意)
- ※欄は、記入しないでください。
  - 手数料の納付がされるまで、申請書の受理が出来ませんので、速やかに納付をお願いします。  
なお、納入通知書発行後 30 日以内に納付されない場合には、延滞金が課せられますのでご注意ください。

## 納入通知書による建築確認申請手続きフロー (現金納付の場合)

建築指導室



- ① 建築主事から納入通知書を申請者宛に郵送します。  
なお、お急ぎの場合には、取りに来て頂くことも可能です。
- ② 納入通知書を受け取った後、県の指定金融機関から手数料を納入してください。